

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団大谷会 島の病院おおたに

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。本法人では、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄、放任

意図的であるか結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱など言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的に苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分したり、その他不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 設置の目的

居宅基準第37条の2に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置します。

(2) 委員会の構成委員

- ・病院長
- ・事務長
- ・リハビリ職員（通所リハ・訪問リハ担当者）
- ・看護職員（訪問看護担当者）
- ・医療ソーシャルワーカー

(3) 委員会の開催

委員会は、定例会として年1回（7月）開催するとともに、虐待発生時等においては、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

(4) 委員会における検討事項

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

(5) 委員会の内容は議事録を通して職員に周知するものとする。

(6) 虐待防止責任者と担当者

虐待防止責任者には病院長、担当者には医療ソーシャルワーカーがその職務に当たる。

- ① 虐待防止責任者の責務
 - ・ 虐待内容及び原因の解決策の責務
 - ・ 虐待防止のため当事者との話し合い
 - ・ 虐待防止に関する一連の責任者
- ② 虐待防止担当者の責務
 - ・ 利用者からの虐待通報受付
 - ・ 職員からの虐待通報受付
 - ・ 虐待内容と利用者意向の確認と記録
 - ・ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、当法人の「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

各市町村窓口		
市町村名	部署名	電話番号
江田島市	高齢介護課	0823-43-1640
呉市	高齢者支援課	0823-25-3573

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は、3.(6)で定められた虐待防止担当者としします。

虐待者が担当者本人であった場合には、虐待防止責任者に相談するものとしします。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合には、虐待防止責任者が実施するものとする。

また、必要に応じ、関係者から事情の確認を行うこととし、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求めるとともに、就業規則に基づき、必要な措置を講じる。

(4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会で当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(5) 必要に応じて関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口及び虐待対応については、重要事項説明書に示します。

受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、上記6の「虐待等が発生した場合の相談報告体制」のとおりに対応を行います。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、その他の関係者がいつでも閲覧できるよう、当院ホームページに掲載します。

付則

この指針は、令和6年10月1日から施行する。